

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 1 3
- 2 案件名 市民税賦課収納システム標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 外
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年 (2025年) 10 月 31 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社 日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
令和3年(2021年)5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。
令和5年度に本市が実施したRFIにおいて標準化対象業務に関するRFPへの参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。
これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。
- 7 問合わせ先
課名：企画経営部市税収納課 内線：2432

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝協推第49号
- 2 案件名 地域利用施設西谷会館自動扉修繕
- 3 案件場所 兵庫県宝塚市大原野炭屋1-1
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)9月30日まで
- 5 契約相手方
住所：尼崎市南武庫之荘5-2-18
社名：株式会社ナブコドア
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
今回の修繕は現在使用している自動扉開閉装置の老朽化に伴う不具合を解消し、利用者の安全を確保するものであるが、同装置は上記業者の作製に係るものであり、本件も同社に発注しなければ不具合発生時の責任を明確化することができない。
よって、同社を契約の相手方として指定する。
- 7 問合わせ先
課名：市民協働推進課 内線：2023

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 6
- 2 案件名 令和 6 年度統合化基盤（二次稼働分）更新に係るシステム移行に関する業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和 6 年（2024 年）8 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本件は、すでに稼働している統合化基盤の更新に伴うシステム移行に関する業務委託であり、現在稼働しているシステムのソフトウェア保守を行っている上記契約相手方へ委託することによる安定した住民基本台帳事務の継続やセキュリティ対策の確保が必要であるため。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2 4 7 0

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 1 3
- 2 案件名 令和 6 年度戸籍及び戸籍附票等に関する標準準拠システム対応データ
クレンジング業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内及び乙の事業所地内
- 4 契約期間 契約の日から令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号
社名： 富士フィルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

「デジタル・ガバメント実行計画の概要（令和 2 年 1 2 月 2 5 日閣議決定）」により、自治体の特定業務システムを標準化することが法制化された。本市においても令和 7 年度末までに国の方針に従い、国が規定する戸籍システム標準仕様書、戸籍附票システム標準仕様書、火葬等許可事務システム標準仕様書、及び人口動態標準仕様書に準拠したシステムを導入する必要がある。

期限までに標準仕様に準拠した環境構築およびシステム移行を行う必要があり、加えて標準化対象業務は現行の運用にも影響を与え、市民生活に直結するものであることから、影響を最小限にとどめながら、正確かつ円滑な標準化を達成することが必要不可欠である。

令和 5 年 8 月に情報政策課が実施した簡易 R F I の結果、各事業者とも R F P は既存導入自治体の導入業務システムのみ参加すると回答しているため、ベンダーの切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行運用事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

7 問合わせ先

課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－15
- 2 案件名 早期介入保健指導事業業務委託（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー23階
社名：KDDI 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本事業は、厚生労働省の認可を受けた血液検査キットを用いて、郵送により血液検査を行えること、また、パソコンやスマートフォンを用いて利用申込や血液検査の確認、健康情報の提供を一体的に行えるという上記相手方の特許技術であることから、他社での実現は不可能であり、また、本市及び他市での実績も有することから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。
7. 問合わせ先
課名：国民健康保険課 内線：2661

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－18
- 2 案件名 国保事務処理標準システム標準化対応に係る標準仕様とのFit&Gap分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 6 年（2024年） 9 月 30 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社 日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当委託は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」内の市町村事務処理標準システム（国保システム）と標準仕様とのFit&Gap分析を行うものであるため、業務を行えるのは上記業者以外にありません。
よって、上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。
- 7 問い合わせ先
課名：市民交流部国民健康保険課 内線：2663

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 2
- 2 案件名 SKYSEA バージョンアップ業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和6年（2024年）7月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 NECフィールディング株式会社 神戸支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約でバージョンアップを行う SKYSEA Client View については、上記契約相手方が管理サーバ等の機器及びソフトウェアの保守運用を行っているシステムであるため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4706

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 4 8
- 2 案件名 宝塚市サーバ統合化基盤(三次稼働分)の賃貸借及び保守に関する契約 (再リース)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024年)9月30日
(履行期間) 令和6年(2024年)7月1日 から
令和6年(2024年)9月30日 まで
- 5 契約相手方
住所: 兵庫県神戸市中央区東町 126 番地
社名: NEC キャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当
(指定理由)
本案件については、上記契約相手方とのリース契約期間が令和6年6月30日をもって満了しますが、次期サーバ統合化基盤の導入まで現行機器を使用する必要があります。
以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問い合わせ先
課名: 情報政策課 内線: 4704

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF10-2
- 2 案件名 宝塚市安倉地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 安倉一円 地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和7年(2025年)2月28日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市福島区福島 5-6-16 ラグザ大阪 5階
社名：株式会社ウェルビーイング阪急阪神

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本市でも、人口減少や高齢化が進展しており、公共交通利用者数の低下による交通事業者の収益が悪化しているほか、運転手不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により公共交通事業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、市内を運行する路線バス事業者は、地域の交通を維持するために令和4年4月に利用状況に応じた路線改編を実施し、一部地域では宝塚市立病院への路線バスが減便となった。このような課題解決を図るために、本業務では、宝塚市立病院や福祉施設、公共施設、商業施設等の経由、地域内各所への移動を確保するための試験運行業務を委託し、本格運行の計画案を明らかにするものである。本業務にあたっては、本格運行に向けて利用者アンケートの実施による地域ニーズの把握や、地域住民や市との協働の運行を目指す必要があることから、公募型プロポーザル方式において受託候補者を選定し、株式会社ウェルビーイング阪急阪神を契約の相手方とした。

以上の理由により、株式会社ウェルビーイング阪急阪神と特名随意契約を行うものである。

7 問合せ先

交通政策課（内線：2304）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF10-3
- 2 案件名 宝塚市山本地区における宝塚市立病院等への移動手手段導入のための試験運行業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 山本一円 地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和7年(2025年)2月28日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府池田市空港1丁目9番10号
社名：阪急タクシー株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本市でも、人口減少や高齢化が進展しており、公共交通利用者数の低下による交通事業者の収益が悪化しているほか、運転手不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により公共交通事業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっており、市内を運行する路線バス事業者は、地域の交通を維持するために令和4年4月に利用状況に応じた路線改編を実施し、一部地域では宝塚市立病院への路線バスが減便となった。このような課題解決を図るために、本業務では、宝塚市立病院や福祉施設、公共施設、商業施設等の経由、地域内各所への移動を確保するための試験運行業務を委託し、本格運行の計画案を明らかにするものである。本業務にあたっては、本格運行に向けて利用者アンケートの実施による地域ニーズの把握や、地域住民や市との協働の運行を目指す必要があることから、公募型プロポーザル方式において受託候補者を選定し、阪急タクシー株式会社を契約の相手方とした。

以上の理由により、阪急タクシー株式会社と特名随意契約を行うものである。

7 問合せ先

交通政策課 (内線：2304)

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 宝塚市在宅療養ハンドブックの印刷製本
- 2 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 3 契約期間 契約日 から 令和6年（2024年）8月31日まで
- 4 契約相手方
住所：大阪府中央区博労町4-7-5
社名：株式会社社会保険出版社
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
令和2年度（2020年度）に宝塚市地域包括ケアシステム研究会との協働により、本ハンドブックを発行し、市内関係団体や市民への啓発に積極的に活用している。
本ハンドブックに係る著作権は、前記の相手方が有していること及び本ハンドブックを継続的に用いることが効果的な啓発につながることから、本市が求める物品を納入できる者は、前記の相手方においてほかにはないと判断するため。
- 6 問合わせ先
課名：高齢福祉課 内線：2537

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－4
- 2 案件名 令和6年度新たな住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金及び定額減税を補足する給付金（調整給付金）システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和6年（2024年）11月30日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）により、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯（すでに令和5年度に同様の給付金の支給対象となった世帯を除く）に対して1世帯当たり10万円の支給を行い、同時に同世帯で扶養されている18歳以下の子どもに対し、1人当たり5万円を加算して支給します。また、今夏に実施される定額減税において、減税しきれない方に対して、住民税・所得税の減税可能額に満たない額を調整給付として支給します。これらの給付金は、国から迅速な給付を行うよう求められており、早急に事業者を決める必要があります。

また、今回の給付事業は昨年から実施している令和5年度住民税非課税世帯への給付金（3万円、7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）、子ども加算給付金（対象児童1人あたり5万円）からの一連の給付事業であるため、先の事業との関連性が深く、他の事業者では迅速な対応ができないため、先の事業において給付対象者等を管理するシステムの開発等を委託した上記の業者と引き続き随意契約を締結します。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委ー 5
- 2 案件名 令和 6 年度新たな住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金、及び定額減税を補足する給付金（調整給付金）コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 6 年(2024 年)10 月 31 日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワー B16 階
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号 該当

宝塚市契約規則 第 20 条 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 1 月 2 日閣議決定）により、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯（すでに令和 5 年度に同様の給付金の支給対象となった世帯を除く）に対して 1 世帯当たり 10 万円の支給を行い、同時に同世帯で扶養されている 18 歳以下のこどもに対し、1 人当たり 5 万円を加算して支給します。また、今夏に実施される定額減税において、減税しきれない方に対して、住民税・所得税の減税可能額に満たない額を調整給付として支給します。これらの給付金は、国から迅速な給付を行うよう求められており、早急に事業者を決める必要があります。

また、今回の給付事業は昨年から実施している令和 5 年度住民税非課税世帯への給付金（3 万円、7 万円）、令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10 万円）、こども加算給付金（対象児童 1 人あたり 5 万円）からの一連の給付事業であるため、先の事業との関連性が深く、これらの給付業務を委託した上記の業者と引き続き随意契約を締結します。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 物件名 ①令和6年度新たな住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金に係る送付・返信用封筒印刷業務
②定額減税を補足する給付金（調整給付金）に係る支給案内文書・支給要件確認書並びに送付・返信用封筒印刷業務
- 2 納品場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所
- 3 履行期間 ①契約日 ～ 令和6年(2024年)6月25日(火)まで
②契約日 ～ 令和6年(2024年)7月25日(木)まで
- 4 契約相手方 住所：西宮市津門稻荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社

5 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)により、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯(すでに令和5年度に同様の給付金の支給対象となった世帯を除く)に対して1世帯当たり10万円の支給を行い、同時に同世帯で扶養されている18歳以下の子どもに対し、1人当たり5万円を加算して支給します。また、今夏に実施される定額減税において、減税しきれない方に対して、住民税・所得税の減税可能額に満たない額を調整給付として支給します。これらの給付金は、国から迅速な給付を行うよう求められており、早急に事業者を決める必要があります。

また、今回の給付事業は昨年から実施している令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)、子ども加算給付金(対象児童1人あたり5万円)からの一連の給付事業であり、当該事業者は、例え短い納期であっても納品可能な実績があることから、同事業者に発注することで、納期面でも効率的な運用が可能であると考えられる。

6 問い合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

1 案件番号 健推委－3

2 案件名 町ぐるみ健診業務委託

3 案件場所 宝塚市市内一円 地内

4 契約期間 令和6年(2024年)6月1日～
令和7年(2025年)3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区海岸通1番地

社名： 兵庫県厚生農業協同組合連合会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由) 本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律及び、健康増進法等に基づく、特定健康診査、後期高齢者健康診査、基本健康診査、各種がん検診事業等であり、市民等の医療・健康のニーズに対して、的確で効率的なサービスの提供が求められます。

受託者は、検査の実施や精度管理の資格、認定等を有し、当市が求める日程での検診機器の配置、並びに専門技師やスタッフ等を派遣できることが必須条件となります。

その上で、一定レベルの精度を有し、健診形態に合わせた事業を実施できるなど、優れた能力を有するという当市の求める条件を満たす者は当該相手方しかなく、以上のことから特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先 健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 4 - 9
- 2 案件名 し尿棟残留汚泥収集運搬処理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 6 年(2024)年 8 月 9 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府南河内郡河南町大字一須賀 4 5 3 - 1
社名：八光海運 株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

本件の作業に当たっては、既に始まっている場内施設の建替え工事により、限られた作業範囲内で、安全かつ効率的に作業を行う必要があります。そのためには、清掃・収集・運搬・処理の工程を一括管理する必要があります。また、処理対象物は、一般廃棄物であるし尿が蓄積された汚泥で、処理できる施設が限られています。

上記の条件を満たし、業務が可能なのは、既に、市の一般廃棄物（し尿）の受入れを行っている、上記の者しかありません。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8 2 8 8

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 1
- 2 案件名 ボイラー等定期点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 7 年(2 0 2 5)年 2 月 2 8 日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

(指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社だけです。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行います。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8 2 8 8

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 2 4
- 2 案件名 使用済み乾電池等の処理・処分委託契約
- 3 履行場所 北海道北見市留辺蘂町地内
- 4 契約期間 契約日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目 1 番 2 号
社名： 野村興産株式会社 関西営業所

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

家庭から排出された使用済み乾電池等の処理・処分は、環境省廃棄物・リサイクル対策部から発表されている「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づき、①安全かつ効率的な収集・運搬、②安全かつ無害な処理・処分、③処理・処分費に配慮しつつ、資源の再利用を図り併せて水銀回収を行う処理方式、④効率的な事務手続きによって実施することが望ましいとされていることから、全国都市清掃会議が行う「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」に基づいて行います。

上記の広域回収・処理計画において「使用済み乾電池等の広域回収・処理センター」に指定されているのは上記業者しかいないため。

7. 問い合わせ先

課名：管理課

内線：87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 2 5
- 2 案件名 使用済み乾電池等の運搬委託契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで
- 5 契約相手方

住所： 神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 2 1 号
社名： 日本通運株式会社 神戸支店

住所： 大阪市東住吉区今林 3 - 1 - 7
社名： 日本貨物鉄道株式会社 関西支社近畿支店

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

家庭から排出された使用済み乾電池等の処理・処分は、環境省廃棄物・リサイクル対策部から発表されている「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づき、①安全かつ効率的な収集・運搬、②安全かつ無害な処理・処分、③処理・処分費に配慮しつつ、資源の再利用を図り併せて水銀回収を行う処理方式、④効率的な事務手続きによって実施することが望ましいとされていることから、全国都市清掃会議が行う「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」に基づいて行います。

上記の広域回収・処理計画において、共同運搬のための取扱所から処理処分場までの運搬を行うのは日本通運株式会社と日本貨物鉄道株式会社であると指定されているため。

7. 問合わせ先

課名：管理課

内線：87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消－４５
- 2 案件名 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター
高機能消防指令システム点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市伊子志３丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和１３年（２０３１年） ３月３１日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町１２６番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターが運用している高機能消防指令システムは、１１９番受付指令装置・自動出動指定装置・地図検索装置・統合型位置情報通知装置・災害時要援護者向け緊急通報受付システム等の各装置を運用し、１１９番の受付から出動隊の指令までを行うシステムです。

各装置の基幹部分はメーカー基本プログラムで構成されていますが、宝塚市、川西市及び猪名川町の２市１町で共同運用するため、各市町別のカスタマイズされたプログラムが多岐に亘り設定されています。

複雑で多様なプログラム及び各装置を２４時間常に安定した状態で使用し続けるためには、すでに契約を締結している保守契約に加え、保守契約対象外機器について故障を未然に防ぐことができるよう、指令システム及びプログラムを熟知した業者による定期的な点検が必要です。

上記に対応できるのは、本システムを開発、設置した日本電気株式会社のみであるため、同社を指定するものです。

7. 問い合わせ先

課名：指令課

内線：７１２８３０

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 なし
- 2 案件名 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター
消防救急デジタル無線システム機器更新
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和7年（2025年） 3月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町126番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

消防救急デジタル無線システム（以下「無線システム」という。）は、他の通信環境の影響を受けることなく、消防機関が個別で伝達できる消防通信網であり、消防活動になくてはならない設備です。

本市が保有する無線システムは日本電気株式会社製の機器で構成されており、今回実施する一部の機器更新に伴い、構成各機器及びその他の無線システム構成各機器の設定調整等が必要となり、これらの作業を安全、かつ、確実に行わなければなりません。

上記に対応できるのは、本システムを開発、設置した日本電気株式会社のみであるため、同社を指定するものです。

7. 問合わせ先

課名：指令課

内線：712830

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－162
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和7年（2025年）7月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 姫路市花田町一本末字牛塚1－1
社名： 神姫トラストホープ株式会社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

（指定理由）

当該案件は市立養護学校に通う生徒の通学時や校外学習などの送迎を行うものである。令和6年（2024年）6月10日開札の指名競争入札に付しましたが、結果は応札者が1者のみでその他辞退もしくは不参加であったため不調となった。

本件は2学期より運行を開始する必要があるため再度競争入札を行う時間の余裕がなく、急を要するものであることから現在スクールバス運行管理業務委託契約者である上記業者と特名随意契約を行う。

7. 問合わせ先

課名：教育企画課
内線：2175

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－6
- 2 案件名 児童手当管理システム改修業務委託（令和6年度拡充）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島2－4－27
社名： 日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在使用している児童手当管理システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の制度改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2649

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝保企第 56 号
- 2 案件名 小荷物専用昇降機設備修繕（めふ保育所）
- 3 案件場所 宝塚市売布 1 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)6 月 10 日から
令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当
- (指定理由)
当該昇降機については、老朽化が進んでおり故障した場合、保育所の給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の事故にも繋がりにかねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
当該業者は公立保育所 5 ケ所の小荷物専用昇降機について、導入以後前身会社も含めて点検業務及び修理を担っていることから、現状の昇降機の状態を熟知しており、効率的かつ最適な修繕が行える事業者は想定しえないことから、当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 保育企画課 内線： 2642

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝保企第 58 号
- 2 案件名 小荷物専用昇降機設備修繕（安倉中保育所）
- 3 案件場所 宝塚市安倉中 3 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)6 月 10 日から
令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当
- (指定理由)
当該昇降機については、老朽化が進んでおり故障した場合、保育所の給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の事故にも繋がりにかねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
当該業者は公立保育所 5 ケ所の小荷物専用昇降機について、導入以後前身会社も含めて点検業務及び修理を担っていることから、現状の昇降機の状態を熟知しており、効率的かつ最適な修繕が行える事業者は想定しえないことから、当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 保育企画課 内線： 2642

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 TKS-2
- 2 案件名 ため池推進調査業務委託
- 3 案件場所 市内一円
- 4 契約期間 契約日～令和7年（2025年）2月28日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号
社名： 兵庫県土地改良事業団体連合会

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

(指定理由)

- ① 本件の履行においては、災害の未然防止を目的とするという性質上、ため池の軽微な変動を早期に発見できることが必要となるところ、ため池管理者と継続的に協議、調整をおこなっており、かつため池個々の現状及び危険度合を把握している唯一の団体である上記連合会において適切な相手方は想定しえないため。

(団体の設立目的からの理由)

- ① 連合会は、土地改良事業を行う者（国、都道府県以外のもの）の共同組織であり土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とした公益法人である。（土地改良法第111条の2、3）
- ② 連合会は、市町・土地改良区等が行う土地改良事業に附帯する事業を含む。）に関する技術的な指導その他の援助を行うための団体であり、本市は本会の会員である。（土地改良法111条9の1）

7. 問合わせ先

課名：北部振興企画課

直通：0797-91-0843

8. その他

土地改良事業団体連合会とは

土地改良事業団体連合会は、土地改良法（昭和26年制定）に基づき、土地

改良区、市町、農業協同組合等の会員の共同組織として設立された営利を目的としない公法人である。また、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良業務の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする団体である。